

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月13日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：インド 担当：南アジア部
案件名：インパール上水道改善事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年1月中旬～2014年10月上旬

2 参加要件

海外における上水道事業に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月27日から2013年11月29日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月27日から2013年12月2日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年12月13日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：12月下旬

(5) 契約交渉：12月下旬～1月上旬

5 業務の目的

インドでは、安全な水へのアクセス率は、都市部と農村部双方において90%（2012年）に達しているものの、人口増加や経済発展に伴う上水使用量の増加に対し、水源開発及び上水道整備が追い付かず、不連続・不均等な給水、地下水への過度な依存が恒常化している。例えば、インドの主要都市の1日平均給水時間は1～6時間程度であり、24時間連続給水を達成している大都市は存在しない。また、上水道サービスを担う事業者は、高い無収水率（約40%以上）、低い料金設定、人材不足等、運営・維持管理の面での技術的・財務的な課題を抱えている。

このような現状の中、インド政府は、第12次5ヶ年計画において都市部全人口への持続的な水供給を政策目標として掲げている。特に、人口増加による需要増大に対して水源が限られていることに鑑み、漏水対策や再生利用水の活用等による効率的な水利用に重点を置いている。また、住民に対し効率的な水利用を促すため、及び公正妥当な水道料金を徴収し財務持続性を高めるため、都市部の全ての家庭に水道メーターを設置することを目標としている。さらに、大都市の1日平均給水時間は1～6時間程度であり断続的な給水は衛生上好ましくないことから、24時間連続給水についても重要な目標として掲げている。

本件調査の対象であるインパール市は、インド北東部マニプール州の州都（人口約70万人：2011年推計）であり、人口増加（2001年から2011年にかけて26%上昇）に上水道施設整備が追い付いていないこと、及び施設の老朽化が進んでいることから、水需要の100百万リットル/日（MLD）に対して40MLDしか供給できていない（80MLDが浄水処理され、うち半分は漏水等により失われている）。したがって、増加する人口に対応した水需要を満たすためには、給水能力増強のための浄水場の新設及び老朽化が著しい配水網や浄水場等の既存上水道施設の改善が必要であり、インパール上水道改善事業が計画されている。

本調査は、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

マニプール州インパール市

(2) 相手国関係機関

マニプール州公衆衛生局（Public Health Engineering Department, Government of Manipur）

(3) 業務内容

基礎調査

1 対象地域の基礎情報調査（自然条件調査、社会条件調査、環境条件調査）

2 対象地域の既存上水道システム

2.1 水需要量及び供給量

2.2 水源の種類及び取水量

2.3 既存上水道施設

2.4 無収水率

2.5 水道料金設定及び徴収状況

3 対象地域の水需要予測

インパール上水道改善事業

- 1 施設の概略設計（浄水場、送水管、配水池、ポンプ場、配水管、新設浄水場への導水管）
- 2 関連事業の進捗確認（新設浄水場への導水管及びダム）
- 3 概算事業費の算定
- 4 必要な許認可等の確認（EIA、用地取得、水利権、道路掘削許可、水道料金改定等）
- 5 環境社会配慮
 - 5.1 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成
- 6 事業実施スケジュール
- 7 調達計画（コンサルタント及び施工業者）
- 8 事業実施体制
 - 8.1 実施機関の事業実施の経験
 - 8.2 実施機関の所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制
 - 8.3 実施機関の技術水準とその向上策
- 9 運営・維持管理体制
 - 9.1 運営・維持管理機関の実績
 - 9.2 運営・維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制
 - 9.3 運営・維持管理機関の技術水準とその向上策
- 10 財務計画
 - 10.1 州政府の予算手当
 - 10.2 実施機関の財務情報
 - 10.3 水道料金
 - 10.4 実施機関の中長期的な財務収支及びその持続性
- 11 意思決定プロセスの合理化
 - 11.1 意思決定プロセスの確認
 - 11.2 意思決定プロセスの合理化の提案
- 12 事業効果（定量的評価、定性的評価）
- 13 情報管理システム（GIS、MIS、及びSCADA導入の検討）
- 14 組織改善（アクションプラン策定と技術支援の検討）
- 15 本事業の実施にあたってのリスクの洗い出しと対応策・検討

7 成果品等

- 1) インセプション・レポート (2014年1月下旬)
- 2) インテリム・レポート (2014年4月下旬)
- 3) ドラフト・ファイナル・レポート (2014年7月下旬)
- 4) ファイナル・レポート (2014年9月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/上水道計画（評価対象予定者）
- 2) 施設計画A（導水/浄水場設計）（評価対象予定者）
- 3) 施設計画B（配水施設設計）
- 4) 自然条件調査
- 5) 機械/電気設備計画
- 6) 調達計画/積算
- 7) 組織強化（評価対象予定者）
- 8) 経済・財務分析
- 9) 施設運営・維持管理
- 10) 環境社会配慮/公衆衛生

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。